

### 第3 2回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和5年8月21日（月）大阪合同庁舎第2号館 9階 共用A会議室	
委員（敬称略）	委員長 富田 安信 同志社大学社会学部教授 委員 常谷 麻子 弁護士 委員 西山 孝司 税理士	
審査対象期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日契約締結分	
抽出案件	9件 内 訳 （公共工事） ・競争入札案件 2件 うち、低入札価格調査案件 2件 ・随意契約案件 1件 （物品・役務） ・競争入札案件 2件 うち、契約金額が500万円以上の案件 2件 うち、参加者が1者しかいないものの案件 0件 ・随意契約案件 4件	
報告案件	0件 （備考）「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	9件	
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

「設置要綱第6条に基づき抽出された審議案件の審議」

【審議案件3】競争入札・低入札案件

淀川公共職業安定所トイレ改修工事

【審議案件8】随意契約案件

淀川公共職業安定所トイレ改修工事（変更契約）

意見・質問

回 答

入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。

【審議案件第3号】

淀川公共職業安定所の各階のトイレについては、悪臭等がひどく設備等の故障も頻発しているという状況であったことから、この状況を改善すべく、厚生労働本省に対し予算要求を行ったところ、予算配賦がなされたため、トイレの改修工事を行ったものです。

予定価格の積算方法については、改修工事にかかる設計を事前に行い、その際、直接工事費の積算をあわせて行っています。その中で積算した直接工事費から、国土交通省監修公共建築工事共通費積算基準に基づいて積算した額を予定価格としています。

一般競争入札の参加資格については、資格区分「建設工事」のうち工種区分が「建築一式」、等級については、予定価格に応じた「D」等級に加え、より多くの参加業者を募るために、直近上位の「C」等級を加えて今回入札をしております。

入札には3者が参加しました。

最低入札価格が低入札価格調査基準額を下回ったため、調査を実施し、仕様書の内容に適合した工事の施工が可能と判断したため、最終的に決定いたしました。

【審議案件第8号】

トイレの全面改修工事を実施するために、厚生労働本省に予算要求を行い、予算配賦を受けたものの、原材料費等の高騰により、当初予定していた予算の範囲内での全面改修が困難であることが判明したため、予算内での施工内容となるよう、設計業者と協議を行い、トイレブースの改修等を見送る内容で最終設計を行いました。入札した結果、先ほど第3号で説明した通り、予定価格を下回る落札価格となったことで差金が生じたため、その差金を活用し、当初予定していた、トイレブース等の改修を行うべく追加設計を行い、追加工事として変更契約を締結したものです。

予定価格の積算については、追加で改修工事にかかる設計を

	<p>実施した際に、改めて直接工事費の積算を行っております。第3号同様、国土交通省監修「公共建築工事積算基準」に基づいて積算した金額を予定価格としています。</p>
<p>低入札価格調査の目的は。</p>	<p>低入札の調査については、3つの観点から調査を行っております。1つ目が「工事の質の確保」、2点目が「下請け企業労働者のしわよせの有無」、3点目が「労働者の安全管理」、以上の3点について調査を行っております。</p>
<p>変更契約の予定価格の積算方法は。</p>	<p>改修前に設計業者に入っていただいて、改めて設計をし直し、追加設計分も含めて予定価格を算出しました。</p> <p>業者から提出のあった変更内容における見積額が予定価格を下回る金額であり、また追加工事分を含めたトイレ改修工事費全体の予定価格も下回るため、当局としては、問題ないと判断し、契約に至った次第です。</p>
<p><b>【審議案件5】競争入札・低入札案件</b> 岸和田労働基準監督署外壁及び屋上防水改修工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p>岸和田労働基準監督署の庁舎については、昭和58年に竣工した建物であり、専門業者が実施した建築物及び建築設備点検の中で、外壁タイルの浮き、クラック、外部金物の発錆等が多数確認され、こういった状況を放置すると、タイルの剥落や雨水の侵入等の原因となるため、利用者の安全及び建築物の保全管理上問題があり、平成13年度の外壁部分改修の施工から20年が経過している状況です。</p> <p>また、平成19年度に屋上防水改修工事を施工してから15年が経過し、庁舎を良好な状態で長期的に使用するためには、屋上防水改修工事が必要であると判断し、厚生労働本省に対して、予算要求を行った結果、予算配賦がなされたことから、外壁及び屋上防水改修工事を施工しました。</p> <p>予定価格の積算方法は、改修工事にかかる設計を実施していますので、その改修の設計を実施した際に直接工事費を積算し、その積算結果に対して、国土交通省監修公共建築工事共通費積算基準に基づき積算した金額を予定価格としています。</p> <p>一般競争入札参加資格については、資格区分「建設工事」のうち工種区分は「建築一式」、等級につきましては、予定価格に応じた基本等級が「D」等級、より多くの参加業者を募るために、直近上位である「C」等級を加えています。</p>

	<p>入札には 10 者が参加しました。</p> <p>最低入札価格が、低入札価格調査基準額を下回っていたため、調査を実施し、仕様書の内容に適合した工事の施工が可能と判断したため、最終的に決定いたしました。</p>
<p>予定価格よりもかなり低額で落札しているが、問題はないのか。</p>	<p>調査の結果、近隣工事と材料を共通仕入れとすることで材料費を抑制できること、主材仕入れ先の会社から格別な協力を取り付けていることなどから、経費の削減が可能であったことが確認できています。</p>
<p>予定価格となぜ乖離が生じるのか。</p>	<p>当局においては、設計業者が積算した直接工事費に基づき予定価格を算定しています。設計業者も資材メーカーから見積書を徴取して工事費を算出しているのですが、今回落札した業者は、メーカーとの長年の付き合いから、割引率が高くなったものと考えています。</p>
<p><b>【審議案件 20】 競争入札案件</b>          阿倍野公共職業安定所外における自動番号受付機の購入及び設定等作業</p> <p><b>【審議案件 27】 競争入札案件</b>          パーソナルコンピューター外購入及び設定等作業</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p><b>【審議案件第 20 号】</b></p> <p>各公共職業安定所については、従来から来所者対応をスムーズに行うべく、窓口に自動番号受付機を設置していますが、設置後 10 年以上経過している機器が大半を占め、メーカーサポートが終了しているという観点から、後継機種に更新を行いました。</p> <p><b>【審議案件第 27 号】</b></p> <p>従前から、厚生労働省所管のパソコンが配布されていない非常勤職員等に対して、大阪労働局独自にパソコンを購入していますが、これらパソコンの OS のバージョンがウィンドウズ 7 の端末について、マイクロソフトのサポート期間が終了していることで、セキュリティ上の観点から最新のウィンドウズを搭載したパソコンに更新を行いました。</p> <p>予定価格の積算について、両事案とも考えの違いはありません。物品の購入と設定作業等の役務費の二つにわけ積算を行っております。購入予定の部分については、審議案件 20 号は、更新機器の定価や実勢価格情報が公表されておらず、インター</p>

	<p>ネット情報もなかったことから、メーカーから聴取した定価に前回調達実績から算出しました定価比を乗じて得た額としています。</p> <p>審議案件27号については、購入物品のすべてが定価でないオープン価格の商品であることから、インターネットサイトの中央値で得た額としております。</p> <p>設定作業費等については、前回調達案件におけるシステム設定費の入札参加業者の平均を用いて算出したものに、最低賃金上昇率を乗じた金額としております。これら購入部分と役務費部分の合計金額を予定価格としております。</p> <p>一般競争入札参加資格については、両案件とも調達の内容が機器の購入（更新）及びそれに付随する設定作業であることから、資格の種類は「物品の販売」及び「役務の提供等」に設定し、予定価格に応じた等級が両案件とも「C」等級であったことから、より幅広く参加業者を募るために、直近上位及び直近下位の「B」等級、「D」等級を加えております。</p> <p>入札には審議案件20号は2者、審議案件27号については、1者が参加しています。</p>
<p>予定価格を上回った場合について、再度入札を行う場合と、予定価格を見直す場合があるが、どういった基準で判断するのか。</p>	<p>明確な判断基準があるわけではありませんが、原則再度入札です。ただし、予定価格算出後に紙代が高騰したといった特殊な状況により、予定価格の算出が実態に合わないなど例外ケースでは、予定価格は見直すこともあります。</p>
<p><b>【審議案件43】随意契約案件</b> 「労働保険ハンドブック（労働保険事務組合用）（保存版）」等の作成</p> <p><b>【審議案件44】随意契約案件</b> 雇用保険の失業等給付受給資格者のしおりの作成</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p>両案件とも大阪労働局、各労働基準監督署及び各ハローワークにおいて、令和5年3月から令和5年6月まで使用する各印刷物を調達したものです。</p> <p>予定価格の積算については、前回の調達実績から算出した平均単価に今回の作成部数を乗じた額、この金額に紙価格の高騰率を上乗せした金額を予定価格としています。</p> <p>紙価格の高騰率については、大手製紙会社の価格の改定情報を基に算定しています。</p>

<p>契約時期に近いが、分割発注となった経緯は。</p>	<p>もともとは今回の両案件と第28号、第29号を一括して調達すべく一般競争入札を行ったところ、予定価格を下回る業者がおらず不調となりました。</p> <p>調達予定の印刷物につきましては、ハローワーク等の各窓口で配布するものであるため、在庫が底をつく前に調達をする必要があります、入札参加業者にヒアリングを行ったところ、再度公告を行っても納期までに一括で調達できる事業者がなかったことから、1事業者にすべての印刷物の作成を委託するのは困難と判断し、分割して調達を行うことといたしました。</p>
<p>【審議案件47】随意契約案件 片袖机外購入及び移設等作業 【審議案件48】随意契約案件 片袖机外購入</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p>両案件とも、組織改編や人事異動に伴う什器の購入と移設作業となります。新年度に向けて、組織改編や人事異動がありますが、第47号については、3月1日までに判明した増員や、組織改編等によるレイアウト変更により生じた什器の不足分の調達を行ったものです。第48号案件についても同様の案件ですが、こちらは3月10日までに判明しました増員分、及び岸和田所での既存什器の不足分を調達した内容になります。</p> <p>いずれにおいても、組織改編や増員等新年度に向けた特殊要因となりますが、最後にまとめて一括調達とすると、受注生産等の要因から納期までに納品が間に合わず、全ての調達が不履行となるという事態も想定できたことから、一定の時期でとりまとめて発注をしたという内容です。</p> <p>予定価格の積算については、第47号案件については、物品の購入部分と、移設作業等役務費部分の2つに分けて積算を行っています。購入については、過去の調達案件で、参加業者が提示した価格の平均が定価の何割であったかという定価比を出し、その定価比を今回購入する物品の定価に乗じることで算出しています。</p> <p>また移設作業の役務費については、直近の移設作業から役務費の平均を算出し、それを移設総体積から除すことで、1㎡あたりの単価を割り出し、今回の移設総体積を乗じることで全体の作業費を算出し、物品購入と移設作業費の合計金額を予定価格として算出しています。</p> <p>第48号案件につきましては、物品の購入のみのため、第4</p>

	7号で説明した定価比を乗じる方法により予定価格を算出しています。
第48号案件については移設作業はなかったのか。	物品の購入については、組み立て、設置場所への搬入などが商品代金に含まれているため、移設作業費は生じません。第47号は購入商品以外の移設作業があったため移設作業費を予定価格に計上しています。
予定価格の積算の際、最低賃金の上昇率が考慮されている案件と考慮されていない案件があるが。	予定価格を算出する際の過去の案件について、1年以上前の案件を利用する際には人件費の上昇が見込まれるため、最低賃金の上昇率を反映させます。第47号案件については、直近の案件を基にしていることから、最低賃金の上昇率は用いていません。